

令和 9 年度 村上市学童保育所入所のご案内

1. 入所できる児童

村上市に住所を有し、就労等のため昼間保護者が不在で、親族による保育も困難な家庭の小学生。

2. 入所申込みの手続き

●申込先 （お子さんが通う小学校の地区の申込先で手続きを行ってください。）

村上地区	→	村上市役所 こども課 子育て福祉室
荒川地区	→	荒川支所 地域振興課 地域福祉室
神林地区	→	神林支所 地域振興課 地域福祉室
朝日地区	→	朝日支所 地域振興課 地域福祉室
山北地区	→	山北支所 地域振興課 地域福祉室

（令和 8 年度から継続して利用する児童とその兄弟は、利用料の未納がある方を除き学童保育所で入所申込をすることができます。）

●受付期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)～11 月 16 日(月)

※期限までに提出されない場合、定員を超えた際には入所できない場合があります。

※長期休業期間のみの利用は、遅くとも利用の 1 ヶ月前までに申し込みをしてください。

（夏休み利用申込期限は令和 9 年 6 月中ですが改めてご案内いたします。）

●提出書類

①入所申込書兼学童調査書 (必須)	記入例（別紙）を参考に記入してください。
②入所要件調査票 (必須)	記入例（別紙）を参考に記入してください。
③就労証明書 (必須)	就労者・児童について申請者が記入し、事業主から就労の状況について記入・証明をもらってください。（ <u>児童と同居している方全員の分が必要です。</u> ） ※勤務先との契約上、令和 9 年 4 月 1 日以降の就労証明書が発行できない場合は、就労証明書に代わる書類（内定通知等）をご提出ください。 令和 9 年 4 月 1 日以降の就労証明書が発行でき次第、速やかにこども課または各支所地域振興課地域福祉室へご提出をお願いします。 <u>（様式は国の標準様式に統一しています。）</u>
④学童保育所利用料減免 申請書	減免要件に該当すると思われる場合に提出してください。 記入例（別紙）を参考に記入してください。

（市役所、支所、学童保育所で配布します。10月15日（木）から市のホームページでもダウンロードできます。）

3. 入所の選考・決定

入所申込み書類の内容をもとに入所を決定します。

※ 必要事項が書類で確認できない場合は、電話等で確認させていただくことがあります。

また、申し込み状況によって、面談や家庭訪問を行う場合がありますのでご協力をお願いいたします。

4. 利用料について

利用料（月額）	引き落とし日
児童 1 人につき 5,000円	学童保育所を利用した月の 翌月26日 (26日が休日の場合は翌営業日)

※途中入退所の場合は、在籍日数（開所日数）×200 円の利用料となります。

※放課後等デイサービスと併用して利用している方は、日割り計算（利用日数×200 円）となります。

※この他、保護者会により定められたおやつ代・活動費がかかります。

※生活扶助受給世帯、就学援助世帯、多子世帯等に対し、利用料の減免制度（要申請）があります。

5. 開設時間

平日	放課後 から 午後6時30分 まで
土曜日 長期休業期間 学校振替休業日	午前7時30分 から 午後6時30分 まで

※土曜日については、通常利用の学童保育所以外で受け入れる場合があります。

※学校の臨時休業日（感染症による学級閉鎖、災害時）は、原則、家庭保育（学童は利用できません。）

6. 休所日

日曜日、祝日、お盆（8月13日（金）から8月16日（月）の間）、年末・年始（12月29日（水）から1月4日（火））。その他都合により休所する場合があります。

7. 問い合わせ先

◎村上市役所	こども課	子育て福祉室	TEL 75-8939（直通）
◎荒川支所	地域振興課	地域福祉室	TEL 62-3104（直通）
◎神林支所	地域振興課	地域福祉室	TEL 66-6113（直通）
◎朝日支所	地域振興課	地域福祉室	TEL 72-6887（直通）
◎山北支所	地域振興課	地域福祉室	TEL 77-3113（直通）